

甲賀広域行政組合消防本部
障害者活躍推進計画

令和6年10月

甲賀広域行政組合消防本部

甲賀広域行政組合消防本部障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 の規定に基づき、甲賀広域行政組合消防本部における障害者活躍推進計画を次のとおり定めます。

令和 6 年 10 月 1 日

甲賀広域行政組合消防本部消防長

機関名	甲賀広域行政組合消防本部
任命権者	甲賀広域行政組合消防本部消防長
計画期間	令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）
甲賀広域行政組合消防本部における障害者雇用に関する課題	<p>甲賀広域行政組合消防本部では、消防吏員が身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）並びに同法施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第一条の定めるところによる除外職員であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、これまで在職中に障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）は発生しておらず大きな問題は生じていない。</p> <p>しかしながら、業務の特性上、不慮の事故等による中途障害者の発生は否めず、今後の組織的な体制整備について検討が必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	障害者の活躍できる部署等の体制整備を行う。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として消防本部次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者の雇用事実が発生した段階で障害者である職員の相談窓口を消防本部消防総務課に設定し、通知文等により周知する。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○中途障害者により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合、消防本部消防総務課及び滋賀労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定、創出及び部署の設立について検討する。 ○当人と定期的な面談を行い、業務が適切に調和できているか継続的に点検及び評価を実施し、必要に応じて検討する。

<p>3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>4.その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>